

複写

## 差止請求書（兼申入書）

2010年11月29日

東京都港区東新橋一丁目9番1号  
ソフトバンクモバイル株式会社  
代表取締役 孫 正義 殿

複写

内閣総理大臣認定適格消費者団体  
特定非営利活動法人  
京都消費者契約ネットワーク  
理事長 高 嵩 英 弘  
(京都産業大学法務研究科教授)  
〒604-0847  
京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々  
町529番地ヒロセビル5階  
TEL 075-211-5920  
FAX 075-251-1003  
(担当) 理事・事務局長 長野浩三  
(弁護士)

複写

### (差止請求)

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後は、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。）。

つきましては、本差止請求書に対して、本書到達後1週間以内に文書で貴社のご対応をご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

複写

(請求の要旨)

貴社が消費者との間で3G通信サービス契約約款の料金表第1表第1, 1, 1-2 (7) (料金種別第3種Iに係る取扱い・ホワイトプランN) による契約を締結するに際し、下記条項など、同契約が解除された際に消費者が貴社に対し解除料を支払う旨の意思表示を行わないことを請求する。

(条項の表示)

同契約約款第5.3条:「契約者は、料金表第1表第1の規程に該当する場合には、料金表第1表第6 (解除料) に規定する料金の支払いを要します。」

料金表第1表第1, 1, 1-2 (7) オ:「当社は、エの規定により料金種別の第3種Iに係る取扱いが満了した場合は、その満了日 (料金種別の第3種Iに係る取扱いが満了する日をいいます。) の翌日に料金種別の第3種Iに係る取扱いを更新します。」

同カ:「料金種別の第3種Iを選択している契約者が、その料金種別の変更若しくは廃止することを当社に通知した場合又は当社がその料金種別を変更若しくは廃止した場合は、第6 (解除料) 1 (適用) (2) 欄に規定する事由に該当する場合を除き、第6に規定する解除料の支払いを要します。」

料金表第1表第6, 2, 2-1-7:「区分:解除料, 単位:1契約ごとに, 料金額:9,500円 (9,975円)」

(紛争の要点)

1 ホワイトプランNの契約内容について

貴社3G通信サービス契約における料金種別第3種I (以下、ホワイトプランNという) では、2年の定期契約とし (料金表第1表第1, 1, 1-2 (7) ア), 2年経過後は自動更新し (同オ), 更新月の翌月及び翌々月の基本使用料金を無料とする (同イ)。契約期間中に同契約を解約する場合は9,975円 (消費税込み) の契約解除料を徴収するが (第5.3条, 料金表第1表第1, 1, 1-2 (7) カ, 料金表第1表第6, 2, 2-1-7), 更新月 (初回更新は更新月の翌月も) に解約した場合は契約解除料の支払いを要しない (料金表第1表第6, 1 (2)) としている。

2 契約解除料条項の果たしている不当な拘束の機能

(1) ナンバーポータビリティ制度の趣旨

2006年10月に導入されたMNP (モバイル・ナンバー・ポータビリティ) は電

複写

複写

話番号を変更することなく携帯電話会社を変更できるものであり、これにより消費者は携帯電話各社を比較検討し、電話番号の変更を気にすることなく携帯電話会社を変更できることとなった。その制度趣旨は利用者の携帯電話会社の選択の自由を確保することとそれを通じた自由な競争の促進にあると考えられる。

(2) 契約解除料が不当な拘束となって上記自由が不当に制限されている

しかし利用中の携帯電話会社の契約条項に容易に解約できない要因があるとなると、この自由を阻害していることとなる。解約時にかかる9975円という金額は消費者にとって高額に感じられる額であり、解約（及び他社への変更）を思い留まらせる要因として働いている。解約時に9975円もの解約金がかかることは、そのことをもって消費者の解約の意欲を削ぎ、さらなる継続使用を間接的に強制していることになる。ホワイトプランNの契約解除料は、これをもって消費者の囲い込みを行っているのであり、消費者が自由に携帯電話会社を選択する自由を不当に制限している。

(3) 消費者契約法10条該当性

消費者契約法10条には、消費者に一方向的に不利益な条項は無効であると規定しており、消費者からの解約の権利を制限する条項はこれに当たる。

貴社のホワイトプランNにおける契約解除料条項及び同契約における解除料を支払う条項は、消費者を貴社との契約から逃れにくくすることで、本来消費者が自由に解約し、携帯電話会社を自由に選択できる権利・利益を阻害し、不当に制限しており、消費者に一方向的に不利益な条項に該当する。よって同条項は消費者契約法10条により無効である。

3 消費者契約法9条1号該当性

消費者契約法9条1号は、契約解約時の違約金条項が事業者が生ずる平均的損害を超える部分につき無効としている。

(1) 契約解除料規定の設定は企業側の勝手な事情にすぎない

貴社は旧ホワイトプランにおいて2010年4月26日までは2年間拘束や契約解除料条項を置いていなかったが、同月27日以降契約分から新たにこれらを設定した。旧ホワイトプラン契約者は1900万人（貴社カタログによる）とされているが、この者に対しては2年間拘束及び契約解除料を課していない。2年間拘束と契約解除料を導入した理由として貴社は「利用者が2100万人を超えている。月々の基本料金980円でソフトバンク同士の通話無料（夜間を除く）やメール無料を引き続き提供するため

複写

複写

のコストがふくらんでおり、2年間継続して利用してもらうことが必要だと判断した。」(日経トレンドイネット「三上洋の「ケータイ料金クリニック」」2010年4月22日記事より引用。)としている。しかしこれは単に貴社の利益を十分確保したいという勝手な事情にすぎず、契約解除に伴う損害額を填補する必要性から設定したものではない。また新たな2年間拘束や契約解除料条項の設定は1900万人が契約する旧ホワイトプランとも大きく均衡を欠いている。

(2) 9975円は事業者に生ずる平均的損害を明らかに超えている

従来のホワイトプランが契約解除料を徴収していなかったことからわかるように、もともと契約の解除に関して貴社になんら損害は生じていなかったはずである。貴社は1900万人の旧ホワイトプラン契約者からは契約解除料を徴収しなくても問題ないにもかかわらず、新たなホワイトプラン契約者には9975円もの契約解除料を課すとしている。つまり本来損害額が0円であるところに9975円もの契約解除料を課しているので、その全額が平均的損害を超えるものとなる。

(3) 9975円の金額に何の根拠もない

ホワイトプランNの契約解除料の金額「9975円」には、その算定になんの根拠もない。唯一推測されるのは、NTTドコモの「ひとりでも割」、「ファミ割」及びKDDIが運営するauの「誰でも割」に同様の2年間拘束及び解約料規定があるので、その金額に合わせているにすぎないことである。

(4) 基本使用料2か月分無料と契約解除料との関連

貴社はホワイトプランNについて、2年経過後の自動更新された契約者に対して更新月の翌月と翌々月分の基本使用料を無料としているが、これはあくまで貴社が契約者に長期間利用させたいがためだけに与えている特典である。さらにこの特典は、契約者が2年間利用して契約が更新され、さらに翌々月まで利用して初めて契約者に与えられるものとなっており、常に契約更新した後の契約者に対して更新直前の利用期間に対する特典を与えているので、最初の2年間や更新後の2年間に契約者が解約したとしても貴社にはなんの損害も発生しない。貴社はあたかもホワイトプランNに契約することで基本使用料2か月分が無料となるメリットがあるかのように広報しており(2010年4月19日付けプレスリリース等)、またホワイトプランNが旧ホワイトプランと比べて、2年間拘束及び契約解除料が新設され、消費者にとって不利益となった印象を与えるので、これ打ち消すために基本使用料2か月分無料という特典を与えたようにも見えるが、

複写

複写

実際には契約を自動更新された契約者が更新月を超えて翌々月まで利用して基本使用料2か月分無料特典を得てから解約をした場合でも契約解除料を取られることになるので(契約者は基本使用料2か月分1960円を得するが、すぐに9975円を取られるので、差し引き8015円の損になる)、契約者に長期間利用に対するメリットがあることにならず、貴社が契約者に負担を強いるだけの契約内容となっている。またこの契約解除料の趣旨として、貴社が負担した2か月分の基本使用料無料分を填補するものとしての性質を持っていないので、基本使用料2か月分無料特典と契約解除料にはなんら関連はない。

(5) 契約解除料条項は消費者契約法9条1号に該当し無効である

以上により、ホワイトプランNの契約解除料条項は、貴社に全く損害が発生していないにもかかわらず、約1万円という高額な解約料を契約者に課すことによって契約の解除を思い留まらせるために設定したものにすぎない。よって、同条項は平均的損害を超える不当な違約金条項にあたり、消費者契約法9条1号に該当し、その全額が無効である。

4 よって、当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法12条3項に基づき、請求の要旨記載のとおり、消費者との間の契約において、上記条項を内容とする意思表示の差止を請求する。

(訴えを提起する予定の裁判所) 京都地方裁判所

(申し入れ)

以下は、消費者契約法12条の差止請求ではなく、消費者団体として申し入れます。

上記のとおり、ホワイトプランNにおける契約解除料条項は無効であり、貴社が本条項に基づき契約解除料を徴収することはできません。

ついでには、①今後ホワイトプランNを解約する消費者に対して契約解除料を徴収するか否か、②過去にホワイトプランNを解約した消費者で、契約解除料を徴収した例について、契約解除料を返金するか否か、につき、本書到達後1週間以内に文書で貴社のご対応をご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

(付記)

差出人

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル5階

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 高 嶋 英 弘

受取人

〒105-7317 東京都港区東新橋一丁目9番1号

ソフトバンクモバイル株式会社

代表取締役 孫 正義 殿

郵便認証司

平成22年11月29日

この郵便物は平成22年11月29日  
第10376680624号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社

受付通番：2010112917290100100000号

5 / 5頁

22. 11. 29  
12-18